

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月11日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

職員室系統給水管漏水修繕

2 履行（納品）場所

横浜市港北区日吉本町四丁目2番地6号
横浜市立日吉南小学校

3 契約日

令和7年1月22日

4 履行日又は履行期間

令和7年2月28日

5 契約金額

261,800円

6 契約の相手方（名称及び所在）

三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4番12号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

校庭歩道の一部が水浸しになっており、該当箇所の亀裂部分より漏水していることを発見した。止水栓を閉め確認したところ、職員室系統の給水管が何らかの原因で破損し、漏水していることが判明したため。止水栓を止めてしまうと職員室内の水が出なくなり、教職員の業務に支障が出るため、緊急契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

横浜市立日吉南小学校